

公文書の不存在による不開示決定通知書

こ女第97号

令和8年4月30日

仲村 覚 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



令和8年4月16日付けで請求のあった公文書の開示については、公文書を保有していないため、沖縄県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことを決定したので、通知します。

<p>1 公文書の表示</p> <p>〔開示請求者が請求した内容〕</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 仲村覚氏に対する「厳重注意」に関する一切の文書 令和6年3月28日付沖縄タイムス記事「差別のない社会づくり条例を周知する沖縄県のチラシの裏で…差別を正当化 県、無断印刷した仲村覚氏を厳重注意」において、県女性カ・平和推進課が仲村覚氏(一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム理事長)に対して行ったとされる「厳重注意」の実態がわかる以下の書類。<ul style="list-style-type: none"><li>仲村氏に対して発出された通知書、命令書、勧告書、または「厳重注意」の内容を記した公式な文書の写し。</li><li>当該「厳重注意」を行うに至った決裁文書(起案書、供覧等)。</li><li>上記文書が存在しない場合、記事にある「厳重注意」という法的処置が実在したのかを確認できる内部記録。</li></ul></li><li>2. 「無断印刷」と判断した法的・事務的根拠に関する文書 上記記事において、県が仲村氏の行為を「無断」とであると問題視し、制裁(厳重注意)の根拠としたことに関する以下の書類。<ul style="list-style-type: none"><li>「沖縄県差別のない社会づくり条例」第5条(県民の責務: 県の施策への協力)に照らし、県が発行する啓発チラシを県民が複製・配布する行為に、あらかじめ知事の「許可」や「承認」を必要とする旨を定めた具体的な法的根拠(条例、規則、要綱、ガイドライン等)。</li><li>どのような条件下であれば「県への協力(正当な活動)」とみなされ、どのような条件下であれば「無断印刷(不適切な活動)」とみなされるのか、その判定基準を検討・決定した内部記録。</li></ul></li><li>3. 沖縄タイムス配事内の「誤報」に対する訂正・抗議の記録 当該記事に記された「厳重注意」の事実が行政上の正式な手続きとして存在しなかった場合、または「無</li></ol>
---------------------------------------	--

	<p>断印刷」という表現が条例第5条の趣旨(県民の協力)に照らして事実誤認であった場合に、行政がその誤報を正すために行った以下の対応記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が民間人に対し「嚴重注意」という不適切な用語を用いられたこと、あるいは「無断」という事実と異なるレッテルを貼られたことに対し、沖縄タイムス社に訂正、削除、謝罪、または説明を求めた記録一切。</li> <li>・ 「嚴重注意」の事実がないにもかかわらず、当該記事の是正を求めなかった場合、その「あえて放置する」という判断に至った検討過程がわかる記録(内部メモ、メール、協議記録等)。</li> <li>・ 県民の社会的評価を不当に貶める誤報を、行政が認識しながら是認・容認した理由が分かる文書。</li> </ul> <p>4. 取材に対する回答および情報提供の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該記事の執筆者(阿部岳記者等)からの取材に対し、県が提供した回答内容の全容がわかる記録。</li> </ul>
2 開示請求に係る公文書を保有していない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求に係る公文書は作成されていないため。</li> </ul>
3 事務担当課(室・所)	<p>沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課</p> <p>[電話番号 (098) 866-2500 内線]</p>
4 備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。